

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設の名称 静岡市北部勤労者福祉センター
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人静岡市まちづくり公社
- 3 指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日
- 4 選定の経緯
 - (1) 公募
 - ア 募集期間 平成26年10月20日～平成26年11月19日
 - イ 申請団体（順不同）公益財団法人静岡市まちづくり公社
三幸株式会社
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
書類審査及びプレゼンテーション 平成26年12月9日
 - イ 審査委員会
委員長 山本 高匡（商工部長）
委員 青木 桂吾（産業政策課長）
〃 杉山 禎之（産業振興課長）
〃 加納 弘敏（商業労政課雇用労働政策担当課長）
〃 松永 聡子（観光・シティプロモーション課長）
〃 高橋 節郎（（一財）静岡経済研究所常務理事）
〃 村松 晴義（静岡県中小企業団体中央会理事）
 - ウ 審査基準（審査表） 別紙審査基準のとおり
 - エ 決定方法（審査方法）
各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。
 - (3) 審査結果
 - ア 選定された団体の名称及び点数
 - (ア) 名称：公益財団法人静岡市まちづくり公社
 - (イ) 点数：90.8点／100点満点（市が設定した最低基準点 70点）
 - (ウ) 指定管理料提示額：27,000千円
 - イ 総評（選定の理由等）
 - ・長年当該施設の指定管理者として施設の管理運営を行ってきた経験・実績から、利用者のニーズを的確に把握し、講座内容の充実や開催時間の見直しを行うことが提案されている。
 - ・各講座をバランスよく計画し、その実現性が高く、施設の目標である勤労者の利用率向上を図る事業計画となっている。
 - ・行政や地域企業、地域の自治会などと連携を図ったPR活動を提案しており、地域と密着して利用の促進を図る事業計画となっている。

- (4) 指定管理者選定委員会 <http://www.city.shizuoka.jp/000107601.pdf>
- (5) 市議会の議決 平成 27 年 3 月 20 日
- (6) 指 定 平成 27 年 3 月 30 日
- (7) 公 告 平成 27 年 3 月 31 日

(別紙)

審査基準

【審査項目】

- 1 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること
 - ア 施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。
 - イ 事業計画が施設の目的達成のためにふさわしい計画か。
 - ウ 勤労者等の利用について公平性が確保されているか。

- 2 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること
 - ア 施設の維持管理に係る事業計画は適切か。
 - イ 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。
 - ウ 勤労者等のサービス向上や利用率向上のための適切な方策が示されているか。
 - エ 勤労者等のニーズの把握及び運営への反映策がとられているか。
 - オ 施設の利用促進のための工夫やPR計画は適切か。

- 3 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること
 - ア 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営実績は十分か。
 - イ 定款、寄付行為規約等に定められた団体としての業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。
 - ウ 個人情報保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。
 - エ 事故、災害など緊急時について、その重要性を認識し対策を講じているか。
 - オ 環境対策に配慮した組織となっているか。
 - カ 管理運営に必要な人員が確保されているか。
 - キ 第三者に業務委託する場合、業者選定手続及び業務の指導、監督体制は適切か。
 - ク 職員の指導育成、研修計画等が整備されているか。

- 4 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。
 - ア 経理について適切な処理能力を有しているか。
 - イ 施設を安定的に運営しうる財務的基盤を有しているか。